廃棄物・リサイクル対策について

資料4

1.循環型社会の形成

(1)循環型社会形成推進基本計画上の数値目標

資源生産性(=GDP/天然資源等投入量)

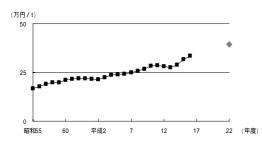
平成22年度:約39万円/トン(平成12年度から概ね4割向上)

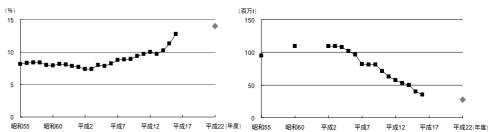
循環利用率(=循環利用量/(循環利用量+天然資源等投入量)) 平成22年度:約14%(平成12年度から概ね4割向上)

最終処分量

平成22年度:約28万トン(平成12年度から概ね半減)

(2)現在の数値目標における循環型社会形成推進基本計画の進捗状況(第2回点検結果)





<資源生産性>

平成 12 年度から 20%

平成 16 年度:約 33.6 万円 / t

<循環利用率>

平成 16 年度: 12.8% (速報値)

平成 12 年度から 2.8 ポイント(28%)

<最終処分量>

平成 16 年度:35 百万 t(速報値)

平成 12 年度から 38.6.%

(3)計画の見直し

2008年

循環型社会形成推進基本法第15条第7項において、循環型社会形成推進基本計画の見直しは、おおむね5年ごとに行うものとされていることから、来年度見直しを行うこととなる(現計画は平成15年3月に決定)。

2.3Rイニシアティブの国際展開

G8サミット(日本)

6月 G8シーアイランドサミット(米国) 2004年 小泉首相が3Rイニシアティブを提案し、各国首脳が3R行動計画に合意。 4月 3 R イニシアティブ閣僚会合(東京) 2005年 20ヶ国の閣僚·国際機関代表が参加し、3Rの国際的な推進について合意。 3Rの取組 7月 G8グレンイーグルズサミット(英国) を推進 3 R閣僚会合の成果を小泉首相より報告。 3月 3 R 高級事務レベル会合(東京) 2006年 20ヶ国・国際機関の部局長級が参加し、 国内での3R推進、 国際的な 3Rの推進(循環資源の国際的な移動と環境保全の確保)を議論 7月 G8サンクトペテルブルグサミット(ロシア) 3Rイニシアティブを更に推進するために、G8各国は資源生産性を考慮した 目標を適宜設定することに合意 10月30日~11月1日 アジア3 R推進会議(日本) アジアでの3R推進や、生ごみ・電子電気廃棄物の3R、医療廃棄物 3Rの成果の 対策について議論 とりまとめ 2007年 G8サミット(ドイツ)

3 . 最近の廃棄物処理法の主な改正内容

再生利用認定制度の創設(一定の廃棄物の再生利用について、大臣認定により業・施設許可が不要)

生活環境影響調査の実施、申請書等の告示・縦覧、関係市町村長・利害関係者の意見聴取など

施設設置手続の明確化

平成9年

維持管理状況の記録・閲覧制度、最終処分場の維持管理積立金制度の創設

マニフェスト制度を全ての産業廃棄物に適用

電子マニフェスト制度の創設

産業廃棄物原状回復基金制度の創設(適正処理推進センター)

環境大臣が基本方針を策定

廃棄物の野外焼却の禁止(不法焼却:3年以下の懲役又は3百万円以下の罰金)

平成12年

マニフェストにより最終処分(再生を含む)がなされたことまで確認することを義務付け

不法投棄された産業廃棄物の撤去命令の対象者を大幅に拡大

(注意義務違反の排出事業者に対する措置命令の創設)

広域認定制度の創設(一定の廃棄物の広域的な処理について、大臣認定により業許可が不要)

特に悪質な業者について業・施設の許可の取消しを義務化

平成15年

産廃処理施設において、処理を行っている産廃と同様の性状を有する一定の一廃を処理する場合に、

設置許可を受けないで、届出をもって一廃処理施設の設置を可能とする制度の創設

事業者が一廃の処理を他人に委託する場合の基準を創設

不法投棄及び不法焼却の未遂罪を創設

産業廃棄物の不適正処理に係る緊急時における国の関係都道府県への指示権限の創設

指定有害廃棄物(硫酸ピッチ)の不適正処理禁止

平成16年

平成17年

処分場の跡地等で土地の形質変更を行う際の事前届出制度の創設

廃棄物処理施設で事故が起きた場合の応急措置・届出等の創設

不法投棄等目的の収集運搬に対する罰則の創設

最終処分場の維持管理積立金制度の対象をすべての許可処分場に拡大

マニフェスト制度違反に係る勧告に従わない者についての公表・命令措置の導入

産業廃棄物の運搬又は処分を受託した者に対するマニフェスト保存の義務付け

産廃関係事務等の役割分担の見直し(政令で定める市の長が事務を行うことができる)

平成18年 石綿含有廃棄物に係る無害化処理認定制度の創設

4. 個別物品の特性に応じた各種リサイクル法

法律の概要

対象品目

容器包装リサイクル法

H12.4 完全施行 H18.6 一部改正

- ・容器包装の市町村 による分別収集
- ・容器の製造・容器 包装の利用業者に よる再商品化

びん、ペットボトル、紙製・プラスチック 製容器包装等

家電リサイクル法

H13.4 完全施行

- ・小売店等による廃家 電の消費者からの引 取り
- ・製造業者等による 再商品化

エアコン、冷蔵庫・ 冷凍庫、ブラウン管 式テレビ、洗濯機

昨年6月から、中央環境審議会と産業構造審議会の合同審議において、リサイクル料金や対象品目の在り方等に関して見直しのための検討を行っていただいているところ。

食品リサイクル法

H13.5 完全施行

| 食品の製造・加工・販 | 売業者による食品廃棄 | 物等の再生利用等

食品残さ

昨年9月から、中央環境審議会と食料・農業・農村政策審議会の合同審議において、 発生抑制や再生利用の促進策等に関して見直しのための検討を行っていただいている ところ。

建設リサイクル法

H14.5 完全施行

工事の受注者による

- ・建築物の分別解体等
- ・建設廃材等の再資源 化等

自動車リサイクル法

H17.1 完全施行

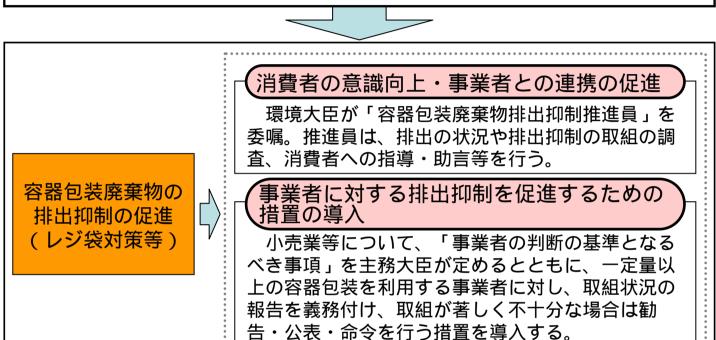
- ・関係業者による使用 済自動車の引取り、 フロンの回収、解体、 破砕
- ・製造業者等によるエ アバッグ・シュレッ ダーダストの再資源 化、フロンの破壊

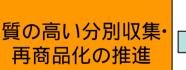
自動車

5 . 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 の一部を改正する法律の概要

> 容器包装リサイクル法は、リサイクル率の上昇、一般廃棄物の 最終処分量の減少等、循環型社会の形成に寄与。

- ・容器包装廃棄物に係る効果的な3 R (リデュース・リュース・リサイクル)の推進 ・リサイクルに要する社会全体のコストの効率化
 - ・国・自治体・事業者・国民等すべての関係者の連携





事業者間の

公平性の確保

事業者が市町村に資金を拠出する什組みの 創設

事業者が、再商品化の合理化に寄与する程度を勘案 して算定される額の資金を市町村に拠出する仕組みを 創設する。

再商品化の義務を果たさない事業者に対



する罰則の強化





再商品化の義務を果たさない事業者(いわゆる「た だ乗り事業者」)に対する罰則を強化する。

容器包装廃棄物の 円滑な再商品化

廃ペットボトルの国外への流出等にかんがみ、 商品化のための円滑な引渡し等に係る事項」を基本方 針に定める事項に追加して国の方針を明らかにする。

円滑な再商品化に向けた国の方針の明確化

- 6. 食品リサイクル制度の見直しについて(とりまとめ(案)ポイント)
- 1 再生利用等の実施率目標のあり方

新たな食品循環資源の再生利用等実施率目標(<u>現行は、全業種一律20%</u>) の設定に当たっては、<u>業種特性を考慮し、業種別に達成目標を定める</u>ことが必要。

- 2 再生利用等の取組内容の報告・公表のあり方 多量発生事業者から食品廃棄物発生状況等の実態についての報告等を求め、 情報公開を行うことで意識・取組の向上等を図ることが必要。
- 3 再生利用及びエネルギー利用の促進施策のあり方
- (1)優先的に食品廃棄物を飼料化に仕向けることを検討すべき。
- (2)肥料化は、利用先の確保を前提として実行されるよう誘導すべき。
- (3) メタン化と同等以上に効率のよいエネルギー利用は、条件を限定した上で、 位置づける必要。
- 4 広域的・効率的な再生利用の促進策のあり方 食品関連事業者、リサイクル業者及び農林漁業者が連携して構築する<u>リサイクル・ループ(食品の循環利用の環)</u>を認定する制度を設け、計画内における食品循環資源の広域的な一括収集が可能となるよう、<u>廃棄物処理法の特例の拡</u>充措置が必要。
- 5 チェーン方式により事業展開する食品関連事業者のあり方本部機能を有する部署が、チェーン全体を指導できる食品関連事業者は、全体で一の事業者とみなし、実施率算定等の対象とする措置が必要。

7.「浄化槽ビジョン」について

経緯等

浄化槽に関する法令や予算について様々な進展を見るとともに、環境行政全般の前進、 国民の環境意識の向上、国及び地方公共団体の財政の逼迫等浄化槽を取り巻く社会状況 等の変化が進んだことなどを踏まえ、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専 門委員会(委員長:加藤三郎 (㈱環境文明研究所代表取締役所長)において今後の浄化槽 行政の展開を図るため「浄化槽ビジョン」の検討を行い、今般、専門委員会報告として 取りまとめられた。

「浄化槽ビジョン」においては、今後の浄化槽の普及の推進を図るため、既存単独処理浄化槽の合併化も含めた面的整備、地域住民の環境意識の高揚、持続的発展が可能な社会の構築のための浄化槽システムの構築等が提案されている。

「浄化槽ビジョン」の概要

- 1 浄化槽の普及の推進
 - (1) 浄化槽整備区域の積極的設定
 - ア 既存単独処理浄化槽の合併化も含めた面的整備
 - ・浄化槽の特徴等を踏まえたより積極的な浄化槽整備区域の設定
 - ・単独処理浄化槽撤去の財政支援の充実
 - ・計画策定調査費を活用した各家庭に対する専門家による総合的助言等
 - イ 地域住民の環境意識の高揚
 - ・住民等に対する浄化槽関連情報の発信
 - ·NPO等間の情報・意見交換の場の創出、ネットワークの形成 等
- 2 持続的発展が可能な社会の構築のための浄化槽システムの構築
- (1)循環型社会・脱温暖化社会の形成
 - ・浄化槽汚泥のバイオマスのリサイクルシステムへの組み入れ等の有効活用体制の 整備
 - ・濃縮車・脱水車等効率的な汚泥回収システムの整備等
- (2)健全な水循環の構築
 - ・小規模事業場への浄化槽技術活用の周知と対象の拡充
 - ・窒素・燐対応型浄化槽の普及推進、効率的な維持管理の検討
 - ・浄化槽整備による効果の把握方法等の検討等
- 3 研究開発等
- 4 海外展開